

## コミュニティ醸成プログラム実施委託業務 仕様書

### 1 事業名

コミュニティ醸成プログラム実施委託業務

### 2 事業目的

愛知県では、産業競争力を維持・発展するために、スタートアップを起爆剤とする新たなイノベーション創出の仕組み作りが喫緊の課題であると考え、2018年10月に「Aichi-Startup 戦略」を策定した。この戦略では、ものづくり融合型のスタートアップエコシステムの形成を目指し、地域産業をはじめとした世界トップレベルの本県の地域経営資源とスタートアップとの融合による新産業創出・オープンイノベーションの推進に取り組んでいる。

こうしたなか、愛知県では2024年10月に国内最大のスタートアップ支援拠点であるSTATION Aiを名古屋市内に開設し、国内だけではなく世界8ヶ国・20のスタートアップ支援機関や大学との連携を通じてスタートアップを誘引するとともに製造業を中心とした事業会社のオープンイノベーションを推進している。

本事業では、製造業においてSTATION Aiに集積するスタートアップとのオープンイノベーションを推進する環境を醸成することを目的に、製造業の新規事業やオープンイノベーションの担当ラインに限定したコミュニティ運営を行い、製造業への知見のインプット、ピアラーニングの推進、国内外のスタートアップとの協業機会の場の提供等を行う。

### 3 委託期間

契約締結日から2027年3月31日（水）まで

### 4 事業内容

- （1） 製造業の新規事業・オープンイノベーション担当者のコミュニティ運営業務の内容  
　　製造業の新規事業やオープンイノベーションの担当ラインに限定したコミュニティ運営を行い、製造業への知見のインプット、ピアラーニングの推進、国内外のスタートアップとの協業機会の場の提供等を行う。

※ 2025年度事業において運用しているコミュニティについては以下を参照すること

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/misalon.html>

#### 【コミュニティの運営目的】

新規事業やオープンイノベーションの実務者である個々のコミュニティメンバーにとって有益な情報（知見・マーケットトレンド・スタートアップのデータ・他社の事例等）が提供されることで、メンバーが属する企業とスタートアップとのオープンイノベーションを促進する。

#### ア コミュニティの運営

上記対象者が加入するコミュニティの運営を行うこと。なお、コミュニティの円滑な運営を行うために、事業開始時に年間のコミュニティの運用計画を定め、必要な部分をコミュニティメンバーに提示すること。

(ア) 各種規約等の整備

コミュニティ運営にあたって必要となる、規約や加入手続き等を定めること。

(イ) メンバー管理

コミュニティメンバーの管理を行うこと。メンバー管理はピアラーニングを促進するため企業ごとではなく、個人単位で行うこと。コミュニティは情報交換が行いやすい人数以内で行うこととし、規約を守れない、コミュニティへの関与が少ないメンバーについては退会を促すなどにより健全な運営を目指すこと。

(ウ) コミュニティメンバー間の交流機会の提供

コミュニティメンバーが情報交換を行うクローズの交流の場を定期的（2ヶ月に1回以上を目安）に提供すること。

(エ) コミュニティメンバーからのニーズ聴取

定期的なアンケート調査等を実施することで、コミュニティメンバーのコミュニティに対する期待等を把握するように努めること。また、各社の課題やニーズについても可能な範囲で把握することで、スタートアップとの協業機会の場を提供する際の事業効果の向上に努めること。

イ コミュニティイベントの定期開催

上記対象者の知見のインプットやスタートアップとの協業の機会を提供するコミュニティイベントを開催すること。

- 年4回以上開催することとし、うち2回以上はコミュニティの新規加入者の探索を兼ねて、オープンな形で開催すること。
- クローズな形で実施する場合は、「ア コミュニティの運営（ウ）コミュニティメンバー間の交流機会の提供」と兼ねることができるが、外部講師の招聘や工場視察、スタートアップピッチ等、コミュニティメンバーの交流だけではない要素を組み込んだ企画とすること。
- 外部講師や工場視察の企画については、新規事業やオープンイノベーションの先進的な取組を行っている企業と連携するなどして、コミュニティメンバー個々の取組のレベルアップに繋がる企画とすること。

【参考】 2025年度開催のコミュニティイベント

- 製造業企業のイノベーションコミュニティ「MI サロン愛知」 コミュニティイベント「オープンイノベーションの光と影」

<https://mi-salon-amap-event.peatix.com/>

- 製造業企業のイノベーションコミュニティ「MI サロン愛知」 コミュニティイベント「製造業における AI の最新動向と実装の現状」

<https://mi-salon-amap-event-1014.peatix.com/>

ウ 情報発信

コミュニティの活動状況の発信を行うとともに、コミュニティメンバーに対する有益な情報の提供を行うこと。

(ア) WEBページの運営

コミュニティの活動状況を対外的に発信する WEB ページの運営を行うこと。過去の活動記録が残る形で運営すること。

(イ) コミュニティメンバー用の SNS 等の運用

コミュニティメンバーに対して有益な情報を発信する SNS 等を運用すること。情報の発信についても本委託事業の中で実施すること。

エ その他付随業務

- ・ ランディングパッドプログラム等、愛知県の実施する海外スタートアップのインバウンドに関する事業と連携し、コミュニティメンバーに対してスタートアップを紹介する機会を作ること。

(2) 実施体制

- ・ 委託業務の開始から終了までの間、本委託業務を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を 1 名配置すること。
- ・ オンラインでの相談・連絡体制を確保すること。
- ・ 愛知県及び STATION Ai 株式会社との調整等が円滑に行える体制とすること。
- ・ 本プログラムの実施にあたり、事務局を STATION Ai に設置すること。なお、事務局設置（コワーキングスペースでも可。）にあたり必要な費用は委託事業費に含まれるものとする。

（参考）STATION Ai 利用料算出基準

座席料	：コワーキング	1席あたり 3万円／月
個室		1室あたり 25万円／月（4人部屋）
固定席		1席あたり 4万円／月

※価格はすべて税抜き表示。

※座席料のほか、入居時に別途初期費用が必要。

※上記価格は今後変動する可能性がある。

(3) STATION Ai との連携

STATION Ai 株式会社についても、コミュニティメンバーとして適宜企画に参画することを想定しているため、連携すること。

(4) その他

- ・ 事業の効果的な推進のために必要な広報等を適宜実施すること。
- ・ 事業実施場所として、可能な範囲で STATION Ai を活用すること。
- ・ 原則隔週程度の定例ミーティングの場を設け隨時情報共有を行うこと。その他必要に応じて不定期でミーティングを行うこと。
- ・ 本事業に関わった事業会社や専門家等については、可能な限り愛知県や STATION Ai 株式会社にも接続すること。
- ・ 本事業で関わったスタートアップに対しては STATION Ai の活用を可能な範囲で促進すること。

## 5 成果物

2027年3月31日までに、6の納入場所へ以下のものを提出すること。

- ・事業実施報告書（A4判）の電子データ 1式
- ・その他、県が指示したもの

※ 事業実施報告書の電子データは、原則として PDF 及び PDF 変換前の編集可能な拡張子のデータ提出すること。

## 6 納入場所

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課  
(名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)

## 7 想定スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
● 契約											報告書提出 ●
					ア コミュニティ運営						
					イ コミュニティイベントの定期開催						
		●			●			●			●
					ウ 情報発信						

## 8 その他

- (1) 本委託業務の内容については、本仕様書及び「コミュニティ醸成プログラム実施委託業務企画提案書募集要領」に基づいて提出した企画提案書の内容を遵守することとし、本委託業務の実施にあたっては、県と十分協議すること。
- (2) 本委託業務における打合せや会議等については、必要に応じて議事録を作成し、県に報告すること。
- (3) 本委託業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (4) 本事業に関する WEB ページを作成すること。なお、WEB ページのドメインについては原則として愛知県公式 Web サイトのサブドメイン（「pref.aichi.jp」の先頭に任意の文字列を挿入して作成したドメイン。）を用いること。
- (5) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (7) 本委託業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (8) 本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。

- (9) 本委託業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (10)天災等の影響により、仕様書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、県と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (11)契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。